

改正

令和3年3月17日条例第5号

江北町空き家等の適切な管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、空き家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空き家等の適切な管理に関し必要な事項を定めることにより、空き家等が防災、衛生、倒壊等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことを未然に防止し、もって町民の安全で安心な暮らしの実現及び良好な生活環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 法第2条第1項に規定する空き家等をいう。
- (2) 特定空き家等 法第2条第2項に規定する特定空き家等をいう。
- (3) 所有者等 町内に所在する空き家等を所有し、又は管理する者をいう。
- (4) 町民等 町内に居住、若しくは滞在し、又は通勤、若しくは通学する者をいう。

(民事による解決との関係)

第3条 この条例の規定は、特定空き家等の所有者等と当該空き家等が特定空き家等になることで害を被る者との間で、民事による事態の解決を図ることを妨げない。

(所有者等の責務)

第4条 所有者等は、空き家等が特定空き家等にならないように自らの責任において適切な管理を行わなければならない。

(情報提供)

第5条 町民等は、特定空き家等となるおそれのある空き家等を発見したときは、町長に対し、その情報を提供することができる。

(助成)

第6条 町長は、法第14条第1項の規定による助言若しくは指導又は法第14条第2項の規定による勧告に従って措置を講ずる者に対し、別に定めるところにより必要な助成をすることができる。

(寄附の申出)

第7条 町長は、空き家等の所有者等から当該空き家等について寄附の申出があった場合は、別に定める要件を満たした場合に限り、申出を受けることができる。

2 町長は、前項の規定により寄附の申出を受けた場合、速やかに当該空き家等の除去を行うこととする。

(公表)

第8条 町長は、法第14条第3項の規定による命令を行ったにもかかわらず、当該特定空き家等の所有者等が正当な理由がなく命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 命令に従わない者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

- (2) 命令の対象である空家等の所在地
- (3) 命令の内容
- (4) その他町長が必要と認める事項

2 町長は、前項の規定により公表するときは、当該公表に係る所有者等に意見を述べる機会を与えなければならない。

(緊急安全措置)

第9条 町長は、空家等の倒壊等により人の生命、身体又は財産に重大な損害を及ぼす等の危険な状態が切迫していると認めるときは、当該危険な状態を回避するために必要な最小限度の措置を講ずることができる。

2 町長は、前項の措置を講じたときは、当該措置に要した費用を当該空家等の所有者等から徴収することができる。

(空家等対策計画)

第10条 町長は、法第6条第1項の規定に基づき、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を作成するものとする。

(空家等対策協議会)

第11条 法第7条第1項の規定に基づき、前条に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うため、江北町空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、委員10人以内をもって組織し、委員は、法第7条第2項に規定する者のうちから町長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前3項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(警察その他の関係機関との連携)

第12条 町長は、緊急を要する場合は、町内を管轄する警察その他の関係機関に必要な措置を要請することができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月17日条例第5号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。